

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和4年2月16日

鴻巣市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第4項の規定において準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				明用、三町免	無	平成28年度～令和2年度	明用・三町免環境保全会三町免
○				前砂	無	平成30年度～令和4年度	前砂環境保全会
○				小谷	無	令和元年度～令和5年度	上新田地域資源保全会

※事業の種類 1号事業：多面的機能支払交付金、2号事業：中山間地域等直接支払交付金、3号事業：環境保全型農業直接支払交付金、4号事業：その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業